

100億ThinkTank 利用約款

制定日:2026年3月4日
最終改定日:2026年3月4日
株式会社XLOCAL

第1章 総則

第1条(目的)

本利用約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社XLOCAL(以下「当社」といいます。)が提供する「100億ThinkTank」(以下「本サービス」といいます。)の利用条件を定め、当社と契約者(第2条で定義します。)との間の権利義務関係を明確化することを目的とします。

第2条(定義)

本約款において使用する用語は、本約款において別途定める場合を除き、次の各号のとおり定義します。

- 「申込者」:本サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾するまでの者をいいます。
- 「契約者」:当社が申込みを承諾し、本サービス利用契約(第4条)が成立した法人をいいます。
- 「参加者」:契約者に所属し、本サービスを利用・参加する役員、従業員、出向者その他の者(雇用形態を問いません)をいいます。
- 「研究会」:当社が開催する「100億研究会」をいいます。
- 「個別壁打ち」:当社が指定する経営者、メンター、講師等との個別相談機会をいいます。
- 「コンテンツ」:本サービスにおいて提供される動画、資料、録画、アーカイブ、記事、対談、インタビュー、ノウハウ、音声、画像、テキスト、投稿、コメントその他一切の情報をいいます。
- 「投稿情報」:参加者が本サービス上で投稿、送信、アップロード、発言、共有した情報一切をいいます。
- 「学習データ」:本サービスの利用履歴、視聴履歴、参加履歴、アクセスログその他の利用記録をいいます。
- 「運用規程」:コミュニティガイドライン、イベント運営規程、キャンセルポリシー、禁止行為細則、その他当社が定める本サービス運用に関する規程をいいます。
- 「秘密情報」:第22条に定める情報をいいます。
- 「反社会的勢力」:暴力団、暴力団員、準構成員、関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。
- 「重大インシデント」:秘密情報または個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正アクセス、またはこれらに準ずる重大な事故をいいます。

第3条(本サービスの概要)

1. 当社は、契約者に対し、本サービスとして次の各号の全部または一部を提供します。詳細は当社の裁量において定めるものとし、以下の各号に定める実施回数は見込みであり、当該回数の実施を保証するものではありません。
 - (1) 研究会(原則として月1回・年12回程度)
 - (2) 個別壁打ち(講師等につき原則1回、概ね2か月に1回程度)
 - (3) 会員限定コンテンツの閲覧(「100億解体新書」等、過去講座・イベントアーカイブ、非公開対談・インタビュー等を含みます)
 - (4) カンファレンス(例:「100億祭(仮)」)への参加
 - (5) その他当社が提供する関連プログラム
 2. 当社は、本サービスの品質向上、運営上の必要その他合理的理由により、本サービスの内容、提供方法、提供頻度、登壇者・メンター、配布物等を変更できるものとします。
-

第2章 契約の成立・期間

第4条(契約の成立)

1. 申込者は、当社所定の申込書の提出または当社所定の方法により、本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 当社が申込者の申込みを承諾し、当社所定の方法により承諾通知を行った時点で、本約款を内容とする本サービス利用契約(以下「本契約」といいます。)が成立するものとします。
3. 当社は、申込者が当社の取引基準に照らし不適切と判断した場合、申込みを承諾しないことができ、この場合、不承諾の理由の開示義務を一切負いません。

第5条(契約期間・更新)

1. 契約期間は申込書に定める開始日から1年間とします。
 2. 期間満了日の1か月前までに、当社または契約者から書面による更新拒絶の通知がない場合、本契約は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
 3. 更新後に料金または条件を変更する場合、当社は合理的な予告期間をもって契約者に通知し、別途合意するものとします。
-

第3章 料金・支払

第6条(利用料金)

1. 本サービスの利用料金は、年額1,800,000円(税別)とします。
2. 支払方法、支払期日その他の支払条件は申込書に定めるとおりとします。
3. 振込手数料その他支払に要する費用は契約者の負担とします。
4. 契約者が支払を遅滞した場合、契約者は年14.6%(年365日の日割計算)の遅延損害金を支払うものとします。

第7条(オプション)

1. 当社は、契約者に対し、別途有償のオプション(例:出張研修カリキュラム等)を提供する場合があります。
2. オプションの内容、日程、成果物、追加謝礼の有無、費用の取扱い等は、当社と契約者の別途合意(個別見積・個別契約・申込書追補等)により定めます。

第8条(返金・不参加・不可抗力)

1. 契約者都合による中途解約の場合、当社は受領済み料金を返金しません。ただし、第28条に基づき解除された場合その他当社が別途認める場合はこの限りではありません。
 2. 研究会、個別壁打ち等に契約者または参加者が参加できない場合でも、当社は返金義務を負いません。
 3. 当社は、本サービスについて、天災地変、感染症拡大、停電、通信障害、講師都合、その他当事者の合理的支配を超える事由によりリアル開催等が困難な場合、当社はオンライン開催、録画提供、日程変更等の代替方法により実施できるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。この場合でも、当社は返金等の義務を負いません。
-

第4章 利用条件・運用

第9条(利用環境)

契約者は、本サービス利用に必要な機器、通信環境その他の設備等を自己の費用と責任で準備するものとします。

第10条(契約者の管理責任)

1. 契約者は、参加者に本約款および運用規程を遵守させるものとします。
2. 参加者の行為は参加者が所属する契約者の行為とみなされます。

第11条(運用規程の適用)

1. 当社は、本サービスの円滑な運営のため、運用規程その他必要な規程等(以下あわせて「運用規程」といいます)を定め、変更し、または追加することができます。
 2. 運用規程は本約款の一部を構成し、契約者および参加者はこれを遵守するものとします。
 3. 本約款と運用規程が抵触する場合、当社が別段の定めをしない限り、運用規程が優先して適用されるものとします。
-

第5章 禁止事項・措置

第12条(禁止事項)

1. 契約者および参加者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為をしてはなりません。
 - (1) 法令または公序良俗に違反する行為
 - (2) 当社または第三者の知的財産権、名誉、信用、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為
 - (3) 当社のシステム等に不正アクセスし、または過度な負荷を与える行為
 - (4) 本サービスの運営を妨げる行為
 - (5) 投資勧誘、金融商品取引に関する勧誘、MLM(連鎖販売取引)・ねずみ講・情報商材等の勧誘
 - (6) 選挙の事前運動、選挙運動その他の政治活動をし、又は公職選挙法に抵触する行為
 - (7) 当社又は他の参加者等に対するハラスメント、差別、誹謗中傷、暴言、威圧、その他の参加者等の学習環境を害する行為
 - (8) 当社又は本サービスの名誉、信用を毀損するような行為、または本サービスの運営を妨げるような行為
 - (9) 当社が不適切と判断するその他の行為
 2. 当社は、前項に違反し、またはそのおそれがあると合理的に判断した場合、事前通知なく、参加者の投稿を削除、参加停止、アカウント停止、契約解除その他必要な措置を講じることができます。この場合参加者に損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。
-

第6章 イベント運営・録画

第13条(開催・変更・中止)

1. 当社は、運営上の都合等により、研究会その他イベントについて、開催日時、場所、方法(リアル/オンライン/ハイブリッド)、内容、登壇者等を変更することがあります。
2. 当社は、参加者数が一定に達しない場合その他やむを得ない事情がある場合、イベントを閉講または中止することがあります。
3. 当社は、前項の場合、合理的な範囲で、代替日程での実施、オンライン実施、録画・資料提供等の代替措置を行います。
4. 本条に基づく変更・中止により契約者に損害が生じても、当社に故意または重過失がない限り責任を負いません。

第14条(録画・録音・撮影)

1. 当社は、研究会・講座等を撮影、録画・録音し、アーカイブとして提供する場合があります。契約者は参加者に対し、これに同意させるものとします。また、撮影、録音・録画物に参加者の肖像、音声等が写りこむ場合があることを承諾します。契約者は、上記写りこんだ肖像・音声等を当社がアーカイブの提供目的で自由に利用することを承諾し、また、参加者に対し、契約者をして同意させるものとします。
 2. 契約者および参加者は、当社の事前の承諾なく、研究会・講座等を録画・録音・撮影してはなりません(当社が事前に書面(メールを含みます)による承諾をした場合を除きます)。
-

第7章 知的財産・コンテンツ

第15条(知的財産権)

1. コンテンツに関する知的財産権は当社または正当な権利者に帰属します。
2. 契約者は、コンテンツを契約者内部での学習目的に限り利用できます。
3. 前項に定めるものを除き、本契約の締結は、当社または正当な権利者の契約者または参加者に対する知的財産の利用を許諾するものではありません。契約者および参加者は、当社の事前の承諾なく、コンテンツの複製、転載、公衆送信、第三者提供、二次利用、要約配布(社外を含む)をしてはなりません。

第16条(契約終了等に伴うコンテンツの取扱い)

契約者が本契約を終了した場合または当社が利用停止等を行った後、契約者および参加者は、当社が指定するコンテンツ(ダウンロード資料、配布資料、録画データ等)を速やかに破棄・削除し、第三者に開示または漏洩をしたり、目的の如何に関わらず利用してはなりません。

第8章 投稿情報・学習データ・AI利用

第17条(投稿情報および学習データの利用)

1. 当社は、投稿情報および学習データを、次の各号の目的のために参照、分析、複製、加工、編集その他必要な取扱いを行うことができます。
 - (1) 本サービスの提供・運営
 - (2) 本サービスの品質向上・利便性改善
 - (3) 不正行為の検知・防止、セキュリティ確保
 - (4) 個人または企業が特定されない形での統計情報の作成・利用
 - (5) 機械学習・生成AIを含む研究開発、モデル改善、機能改善(以下総称して「AI等利用」といいます)
2. 当社は、AI等利用を行う場合、次の各号を遵守します。
 - (1) 契約者または参加者の秘密情報が、学習済モデルに蓄積され再利用されないための技術的および契約的措置を講じること
 - (2) 目的達成に必要な最小限の範囲で実施すること
3. 当社は、投稿情報および学習データから作成された統計情報を、何らの制限なく利用できるものとしします。

第9章 情報セキュリティ・個人情報

第18条(安全管理措置)

当社は、本サービス提供にあたり、合理的かつ適切な安全管理措置(アクセス制御、権限管理、ログ管理、通信の保護、委託先管理、従業員教育等)を講じるものとします。

第19条(重大インシデントの報告・対応)

1. 当社は、重大インシデントを認知した場合、原則として認知後48時間以内に契約者へ一次報告します。
2. 当社は、原因究明、影響範囲の特定、再発防止策を合理的な期間内に提示し、契約者と協力して対応します。

第20条(個人情報の取扱い)

1. 当社および契約者は、本サービスに関連して個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法その他の関連法令・ガイドラインを遵守し、当社のプライバシーポリシー(<https://xlocal.inc/privacy-policy>)に基づき取扱います。
2. 契約者は、参加者に対し、本サービス提供に必要な範囲で当社が参加者情報等を取り扱うことを周知し、必要な同意等を取得するものとします。
3. 当社が契約者から個人情報の取扱いを受託する場合、当社は委託の趣旨に従い取り扱い、契約終了後は合理的な方法により返却または消去します。

第21条(再委託)

1. 当社は、本サービス運営に必要な範囲で第三者に業務を再委託できるものとします。
2. 当社は、再委託先に対し当社と同等の義務(秘密保持、情報セキュリティ、個人情報保護等)を課し、適切に監督します。
3. 重大インシデントが再委託先で発生した場合も、第19条に準じて対応します。

第10章 監査対応・記録保存

第22条(監査協力・内部統制)

1. 当社は、契約者より契約者の会計監査人等から監査協力依頼があった場合、当社の営業秘密、他社情報、セキュリティを害しない方法(質問回答、体制説明書、規程要旨、証跡の限定提示等)で行うものとします。
2. 現地監査・システム監査等が必要な場合は、目的、範囲、実施方法、秘密保持、費用負担について事前に書面合意のうえ実施します。
3. 当社は、本サービスに関する重要記録(契約、請求、入金、提供履歴等)を3年間保存します(法令でより長期の保存が必要な場合はそれに従います)。

第11章 秘密保持・広報

第23条(秘密保持)

1. 本約款において「秘密情報」とは、当社から又は本サービスにおいて契約者に対し開示された技術上、営業上、業務上の一切の情報をいいます(当社が開示した第三者の情報、本サービスにおいて行われるイベント、アーカイブ配信等により当社やイベント登壇者等が契約者に対し開示された情報の一切を含みますがこれに限られません。)
2. 契約者は、秘密情報を本契約目的の範囲でのみ使用し、当社の事前書面承諾なく第三者へ開示又は漏洩してはなりません。また、契約者は秘密情報を参加者に開示する場合、参加者に対し契約者の責任で本条所定の義務を課すものとし、参加者の義務違反は契約者の違反とみなします。
3. 前項の規定は、(i)受領時点で公知、(ii)受領後契約者の責によらず公知、(iii)受領前から正当に保有、(iv)正当な権限のある第三者から適法に取得した秘密情報、の場合は適用されません。
4. 本条の義務は、本契約終了後5年間存続します。

第24条(名称・事例公開)

1. 当社および契約者は、相手方の商号、ロゴ、サービス名等を、相手方の事前の承諾なく広告、PR、事例公開等に利用できません。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は契約者が本サービス参加企業であることを、契約者の承諾を得ることなく、媒体の如何を問わず公表することができるものとします。また、この場合、当社は契約者の企業ロゴ(同ロゴが商標登録されている場合当該商標権)を利用することができるものとします。

第12章 表明保証・コンプライアンス

第25条(表明保証)

当社および契約者は、相手方に対し、次の各号を表明し保証します。

- (1) 適法に設立され有効に存続する法人であること
- (2) 本契約の締結・履行に必要な権限・手続を具備していること
- (3) 本契約の締結・履行が法令・社内規程・第三者契約に違反しないこと
- (4) 反社会的勢力に該当せず、関与していないこと
- (5) 重大なコンプライアンス違反が存在しないこと

第26条(反社会的勢力の排除)

1. 当社または契約者(契約者の役員及び主要な参加者を含みます。)が反社会的勢力に該当し、または関与した場合、相手方は何らの催告を要せず本契約を解除できます。
2. 前項により解除された当事者は、相手方に生じた損害(弁護士費用を含む)を賠償します。

第27条(贈収賄・不正防止)

当社および契約者は、国内外の贈収賄防止法令その他関連法令を遵守し、本サービスに関連して不適切な利益供与、キックバック、リベート等を行いません。

第13章 免責・責任

第28条(成果非保証)

当社は、本サービスにより契約者の売上、利益、資金調達、上場、事業成功等が達成されることを保証しません。

第29条(損害賠償・責任制限)

1. 本契約に関連して当社が契約者に損害を与えた場合、当社の賠償責任は、当社の故意または重過失がある場合を除き、当該契約年度に契約者が当社に実際に支払った利用料総額を上限とします。
2. 当社は、間接損害、特別損害、逸失利益、将来損害について責任を負いません。

第30条(補償)

契約者または参加者が本約款違反その他契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、契約者は当社に生じた損害(弁護士費用を含む)を賠償し、補償します。

第14章 解約・解除・終了時

第31条(中途解約)

契約者は、契約期間中、当社が別途書面で認めた場合を除き、中途解約できないものとします。

第32条(解除)

1. 当社または契約者は、相手方が本約款のいずれかの条項に違反し、書面で是正を求めた後30日以内に是正されない場合、書面通知により本契約を解除できます。
2. 相手方に支払停止、破産・再生・更生等の申立て、反社会的勢力該当、重大インシデントの隠匿等の重大事由が生じた場合、相手方は無催告で解除できます。

第33条(契約終了時の措置)

本契約が終了した場合、当社は合理的期間経過後にアカウントを停止し、当社の裁量で情報を削除できます(法令上の保存義務がある場合を除きます)。契約者は第16条に従い資料等を削除・破棄するものとします。

第15章 その他

第34条(通知)

本契約に関する通知は、当社が定める方法(メール等)により行うものとします。

第35条(譲渡禁止)

契約者は、当社の事前書面承諾なく、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡、移転、担保設定等できません。

第36条(分離可能性)

本約款の一部が無効または執行不能となっても、残部は有効に存続します。

第37条(準拠法・合意管轄)

本契約は日本法を準拠法とし、本契約または本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条(協議)

本約款に定めのない事項または疑義が生じた事項については、当社と契約者が誠実に協議のうえ解決します。

第39条(本約款の変更)

1. 当社は、合理的に必要な場合、本約款および運用規程を変更できます。
2. 当社は、効力発生前に、変更内容および効力発生日を合理的な方法で周知します。
3. 契約者が効力発生日後に本サービスを利用した場合、変更同意したものとみなします。但し、第●条の本サービスの費用についてはこの限りでなく、当該条項を変更する場合は、契約者の承諾を得るものとします。契約者が当該変更を承諾しない場合、本契約は当該変更の属する年度をもって終了するものとします。

第40条(問い合わせ先)

本約款、本サービスに関するお問い合わせは、以下にご連絡ください。

株式会社XLOCAL

メール: info@10billionthinktank.jp

担当部署: 100億ThinkTank運営事務局